

国住指第 4672 号
平成 30 年 3 月 22 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

(印影印刷)

照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件及び建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件の一部を改正する件の施行について（技術的助言）

照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件及び建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件の一部を改正する件（平成 30 年国土交通省告示第 474 号）は、平成 30 年 3 月 22 日に公布され、同日に施行されることとなった。

については、改正後の照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件（昭和 55 年建設省告示第 1800 号）及び建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件（平成 15 年国土交通省告示第 303 号）の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 247 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

また、貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化について

【昭和 55 年建設省告示第 1800 号第 1 第 1 号関係】

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 19 条第 3 項において、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園（以下「保育所等」という。）の保育室及び教室は、開口部で採光に有効な部分（以

下「採光上有効な開口部」という。)の面積が床面積の1/5以上必要とされているが、同項ただし書の規定に基づき、改正前の昭和55年建設省告示第1800号第1第1号において、一定の照明設備の設置をして照度を確保した場合には、床面積の1/7以上に緩和することができることとされている。

同告示において、保育所等や学校において必要となる採光上有効な開口部の面積は、勉強机等の高さとして50cmを想定した照度を規定しており、算入可能な開口部の高さを限定していたが、今般、保育所等に関しては、一般に床面における活動が多いと考えられることから、床面において一定の照度を確保可能な照明設備を設置した場合には、緩和規定の対象となる採光上有効な開口部の面積に、床面からの高さが50cm未満の部分も算入できることとした。

2. 土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の採用

【平成15年国土交通省告示第303号第1号関係】

令第20条第2項において、採光上有効な開口部の面積を算定する際の採光補正係数については、土地利用の現況によらず、用途地域の区分によって一律にその算定方法が規定されている。

このため、同じ用途地域の区分であっても、都市部と郊外では、隣地境界線等との距離に大きく差があり、特に都市部の住居系地域では、隣地境界線等との距離が小さく、現行基準に適合した採光上有効な開口部の確保が困難な事例が多いとの指摘がある。

こうした指摘を踏まえ、特定行政庁が、土地利用の現況その他の地域の状況を考慮して規則で区域を指定した場合には、当該区域における採光補正係数の算定方法は、同項各号に定める採光補正係数の算定方法のうち、特定行政庁が指定した号の算定方法によることができることとした。

なお、特定行政庁が緩和した採光補正係数の採用を可能とする区域を指定するに当たっては、土地利用の現況その他の地域の状況として、建蔽率、容積率、壁面線の指定状況や当該地域の建て詰まり度合い等を考慮することが想定される。

3. 一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化について

【平成15年国土交通省告示第303号第2号関係】

令第20条第1項において、採光上有効な開口部の面積は居室ごとに算定することとしているが、近年、既存建築物から保育所への転用に当たって、居室ごとに採光に有効な開口部を確保することが困難となる場合があるとの指摘がある。

このため、二以上の居室が、一体的な利用に供され、かつ、衛生上の支障がないものとして特定行政庁の規則で定める基準に適合すると認めるものについては、当該二以上の居室を一の居室とみなし、採光上有効な開

口部の面積を算定することができることとした。

ただし、採光上有効な開口部の面積の算定方法について引用している令第 111 条第 1 項第 1 号及び令第 116 条の 2 第 1 項第 1 号の基準の適用に関しては、それぞれ避難上の安全性を確保する観点から開口部の設置を求めるものであるため、本号の規定により開口部が設置されなくなる可能性を踏まえ、これらの基準については本号で定める特例の対象外とした。

なお、二以上の居室が、一体的な利用に供され、かつ、衛生上の支障がないことの認定基準の制定に当たっては、例えば、一体利用を可能とする各居室間の扉の有無、保育室等としての利用計画、衛生環境の確保を図るための開口部の有無などを考慮することが考えられる。

4. 規則等の制定における報告について

今般の改正の施行状況を的確に把握するため、特定行政庁が平成 15 年国土交通省告示第 303 号第 1 号の規定に基づく規則又は第 2 号の規定に基づく基準を制定した場合には、当課まで報告をお願いします。